

日薬業発第448号  
平成21年3月9日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会  
会長 児玉 孝

請求事務代行を行う場合の取扱いについて（お知らせ）

標記につきまして、社会保険診療報酬支払基金理事長から、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

オンライン請求における代行請求（請求事務代行）につきましては、平成20年12月24日付け日薬業発第357号および平成21年2月13日付け日薬業発第424号にてお知らせしたところですが、同通知は、レセプト請求のオンライン化（オンライン請求）に伴い、薬剤師会が請求事務代行を行う場合の取扱いについて示したものです。

本件については、別途、支払基金支部より貴会あてに連絡がある予定ですが、代行請求の仕組みの構築につきご理解方ご協力いただくとともに、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

なお、都道府県薬剤師会もしくは支部薬剤師会が請求事務代行者として行う請求事務のうち、電子レセプトの代行送信業務を審査支払機関へ委託することにつきましては、現在、支払基金本部と調整中であり、具体的な内容（事務手数料や届出様式など）に関する調整がつき次第、改めてお知らせする予定であることを申し添えます。また、今回の通知に伴うその他の留意事項は下記のとおりですので、併せてご参照下さい。

記

1. 別添通知中「事務代行者一覧」は、日薬が作成した名簿（2008年版）に基づき作成されたものですが、請求事務代行を実施予定である薬剤師会の名称が現在と異なる場合には、支払基金支部へ修正依頼の旨お申し出ください。

また、一覧表に該当する薬剤師会が掲載されていない場合には、日薬事務局へお申し出ください（支払基金本部へ連絡の上、新たに事務代行者コードを払い出していただくよう依頼します）。

2. 請求事務代行者を介してレセプト請求を行う保険薬局においては、通常、請求開始月の前々月の20日までに審査支払機関への届出が必要です。ただし、平成

21年5月請求分から開始する場合に限り、届出期限は同4月20日（すなわち、前月の20日）とされています（平成21年6月請求分から開始する場合も、届出期限は同4月20日となりますのでご注意ください）。

3. 請求事務代行者として代行送信業務を支払基金へ委託する場合、別添通知中「電子証明書（発行・失効）依頼書」の「電気通信回線」欄については「IP-VPN接続」を選択してください。
4. 支払基金への代行送信業務の委託にあたっては、日薬と支払基金（本部）が契約を交わすことになる予定ですので、請求事務代行者として支払基金支部と契約を交わすことは不要です（請求事務代行者においては、支払基金支部への事務手続きのみで実施可）。ただし、国保連合会に委託する場合には、個別契約が必要となります。
5. 請求事務代行者においては、会員・非会員を問わず、依頼があった場合には請求事務代行に応じることが求められています（事務手数料の価格差については認められます）。
6. 平成21年5月請求分から請求事務代行（代行送信業務を支払基金へ委託する場合を含む）を実施する場合の流れ（概要）を別紙にまとめましたので、参考にしてください。

以上

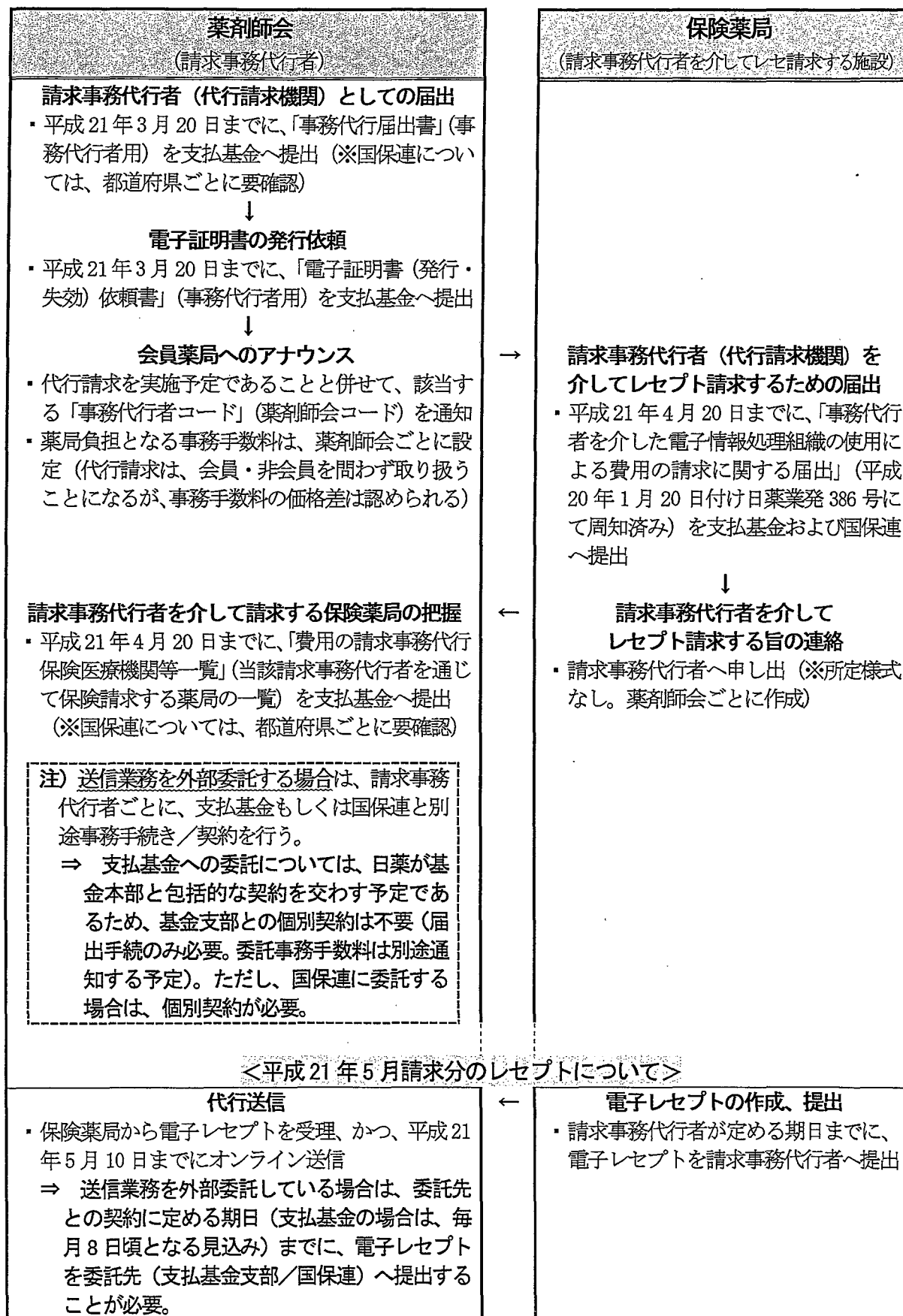
（担当事務局：業務部医薬保険課）

（別添略）

(別紙)

## 代行請求（代行送信）に係る今後の流れ（概要）

（平成21年5月請求分から請求事務代行を実施する場合）



※日本薬剤師会作成（平成21年3月9日現在）